

四 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）

第四 条 による 改正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>第十九条 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等（銀行、信託会社その他金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第 号）第一条の規定による改正後の証券取引法（以下この条及び附則第二十七条において「平成十年証券取引法」という。）第三十条第三項に規定する政令で定める金融機関をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）の銀行等に係る銀行等の子会社（一の銀行等に総理府令・大蔵省令で定めるところにより発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た額を超える株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（議決権のあるものに限る。）以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資を所有されている会社をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）又は一の銀行等及び当該銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより過半数の株式（平成十年証券取引法第三十二条第五項に規定する過半数の株式をいう。以下この条から附則第二十五条までにおいて同じ。）を所有する株式会社について平成十年証券取引法第二十八条の登録をする場合には、次に掲げる株券等（株券及び平成十年証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものをいう。以下この条及び附則第二十七条に</p>	<p>附 則</p> <p>第十九条 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等（銀行、信託会社その他新証券取引法第四十二条の三に規定する政令で定める金融機関をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）の銀行等に係る銀行等の子会社（一の銀行等に総理府令・大蔵省令で定めるところにより発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た額を超える株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（議決権のあるものに限る。）以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資を所有されている会社をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより過半数の株式（新証券取引法第三十七条第一項第七号に規定する過半数の株式をいう。以下この条から附則第二十五条までにおいて同じ。）を所有する株式会社に新証券取引法第二十八条第二項第二号に掲げる免許をする場合には、次に掲げる株券等（株券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものをいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）の売付けに係るものを除き株券等に係る新証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付してするものとする。</p>

において同じ。)の売付けに係るものを除き株券等に係る平成十年証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付してするものとする。

一 平成十年証券取引法第二条第八項第六号に掲げる行為(以下この項及び附則第二十七条において「募集の取扱い等」という。)により顧客に取得させる株券等(取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この項において同じ。)

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権を表示する証券又は証券及び平成十年証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証券のうち新株引受権を表示する証券又は証券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権証券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券及び平成十年証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で転換社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「転換社債券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付社債券及び平成十年証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で新株引受権付社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権付社債券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使によ

一 新証券取引法第二条第八項第六号に掲げる行為(以下この項及び附則第二十七条において「募集の取扱い等」という。)により顧客に取得させる株券等(取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この項において同じ。)

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権を表示する証券又は証券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証券のうち新株引受権を表示する証券又は証券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権証券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で転換社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「転換社債券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付社債券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で新株引受権付社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権付社債券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得

り取得される株券等

2 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより平成十年証券取引法第二十八条の登録を受けている証券会社の過半数の株式を所有することとなる場合には、当該証券会社の登録に、株券等に係る平成十年証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為（前項各号に掲げる株券等の売付けに係るものを除く。）をしてはならない旨の条件を付することができる。

第二十七条 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより外国証券会社（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第三条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律（以下「平成十年外国証券業者法」という。）第三条第一項の登録を受けているものに限る。）の平成十年外国証券業者法第二十二條第一項第六号に規定する過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなる場合には、当該外国証券会社の登録に、次に掲げる株券等の売付けに係るものを除き株券等に係る平成十年証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付することができる。

一〇四（略）

される株券等

2 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより新証券取引法第二十八条第二項第二号の免許を受けている証券会社の過半数の株式を所有することとなる場合には、当該証券会社の免許に、株券等に係る新証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為（前項各号に掲げる株券等の売付けに係るものを除く。）をしてはならない旨の条件を付することができる。

第二十七条 内閣総理大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が総理府令・大蔵省令で定めるところにより外国証券会社（第十六条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律（以下「新外国証券業者法」という。）第三条第三項第一号の免許を受けているものに限る。）の新外国証券業者法第十五条第一項第九号に規定する過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなる場合には、当該外国証券会社の免許に、次に掲げる株券等の売付けに係るものを除き株券等に係る新外国証券業者法第三条第三項第二号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付することができる。

一〇四（略）